

利賀地域づくり協議会会則

(名称)

第1条 本会は、利賀地域づくり協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、利賀地域の住民相互の交流と親睦を図り、共通の利益の増進、生活環境の保持・改善に努力し、文化・福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域の発展と諸問題の解決、安全安心で住みよい地域づくりに関すること。
- (2) 地域住民の健康と福祉の増進、文化、教養の向上及びレクリエーション等の実施に関すること。
- (3) 各種団体の自主的な取組の連絡調整に関すること。
- (4) 地域住民相互の情報交換並びに国内外の交流親睦事業の企画実施に関するここと。
- (5) 青少年健全育成に関すること。
- (6) 防災、防火、防犯、交通安全に関すること。
- (7) その他目的達成のために必要な事業。

(会員)

第4条 本会の会員は、利賀地域に居住する住民及び地域内を活動範囲とする活動団体等で会長が認めた者とする。

(事務所)

第5条 本会の事務所は、南砺市利賀村171番地 利賀交流センター内に置く。

(組織)

第6条 本会は、第2条の目的達成のため、次の部会を設置し、事業計画の積極的な推進に当たる。

- (1) 元気づくり部会
- (2) 社会福祉部会
- (3) 生涯学習スポーツ部会
- (4) 安全なまちづくり部会

2 部会には、若干名の部員を置く。

3 部員は前項に定めるほか、役員会で推薦する者を置く事ができる。

(役員会)

第7条 本会の運営を円滑に進めるため役員会を置く。

2 役員会は、会長、副会長、役員、事務局で構成する。

3 役員会は、会長が召集し、会議の議長となる。

(総会)

第8条 総会は、本会の最高議決機関であって、毎年1回の定期総会を開催するほか、

会長が必要と認めた場合又は役員の2分の1以上の請求があった場合はその都度
臨時総会を開催する。

2 総会は、役員、部会員、及び各地区区長をもって構成し会議の議長は会長が行う。

3 総会は、次の各号に定める事項について決定する。

(1) 事業計画及び予算に関する事項。

(2) 事業報告及び決算を承認する事項。

(3) 会則の制定及び改廃に関する事項。

(4) その他、本会に関する基本的又は重要事項の決定に関する事項。

(役員)

第9条 本会に次の役員及び事務局を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 3名

(3) 役員 若干名

(4) 事務局 若干名

(5) 監事 2名

(役員の選任)

第10条 会長は、各地区振興会長で組織する選考委員会で、会員の中から選任し、

役員会で推薦し総会で承認を受ける。

2 役員は、第6条で設置する各部会の部会長、副部会長及び区長会長、各振興会
副会長とする。

3 部会長及び副部会長は、各部会員の互選により選任する。

(役員及び事務局の任務)

第11条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 副会長による代行は、会長があらかじめ指名した順序により行う。

- 4 役員は、会務を執行する。
- 5 事務局は、事務及び庶務会計の処理にあたる。
- 6 監事は、会計年度終了後に事業及び会計監査を行ない、総会で報告する。

(役員の任期)

- 第12条 第9条の役員、監事及び交流センター管理者等（以下「役員等」という。）の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 役員等の中で欠員が生じたときには、補欠役員の補充を行なうことができる。ただし任期は、前任者の残存期間とする。

(会議)

- 第13条 本会の会議は総会、役員会、部会とする。

(会議の招集)

- 第14条 会議は、総会を除き、会議の長が必要と認めるとときに開催する。

(定足数等)

- 第15条 会議は、構成員の過半数の出席により成立し、会議の議事は、出席者の過半数によって決する。

- 2 会議の出席できない構成員は、その権限の行使を他の構成員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会議の長に委任したものとみなす。

(経費)

- 第16条 本会の経費は、会費、補助金、交付金、寄附金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

- 第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計及び資産帳簿の整備)

- 第18条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整理する。

- 2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(事務局)

- 第19条 本会の会務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局に管理者を置く。
- 3 管理者を補佐するため若干の事務局員を置く。

4 管理者及び事務局員は、会長が選任し役員会の承認を受ける。

(報酬等)

第20条 報酬の支給対象者及び報酬の額などの報酬に関する事項、並びに就業規則などの労務管理に関する事項は、役員会で決定し、総会で報告する。

(雑則)

第21条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な規則等に関しては、役員会で定める。

付 則

この会則は、平成31年4月1日から施行する。

(会則の改正) ※臨時総会

令和3年2月22日会則の一部を改正する。

(第10条第1項の一部改正 会長選任の方法を改正)